

広第 691 号  
令和 4 年 8 月 1 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察における訓令等の公表要領の制定について  
(通達)

岐阜県警察においては、警察行政の透明性の確保と県民に対する説明責任を果たすため、「岐阜県警察における規程等の公表基準」(平成18年4月20日付け広第349号。以下「旧基準」という。)に基づき、岐阜県警察の施策を示す文書を公表しているところ、行政手続法(平成5年法律第88号)及び岐阜県行政手続条例(平成7年岐阜県条例第36号)に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準を岐阜県警察ホームページで公表するに当たり、別添のとおり「岐阜県警察における訓令等の公表要領」を制定し、令和4年8月1日から施行することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、旧基準は廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察における訓令等の公表要領

#### 第1 目的

この要領は、岐阜県警察の施策を示す文書を原則として公表することにより、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要領における用語は、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号。）に定めるところによる。

#### 第3 公表する文書の範囲等

公表の対象とする文書は、岐阜県警察の施策を示す公示、告示、公告、訓令及び通達（以下「訓令等」という。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 岐阜県警察の内部管理を内容とするもの（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）
- (2) 専ら技術的又は補足的事項を内容とするもの（電算システムに関する技術的事項、犯罪手口や統計の分類方法等を定めるもの）
- (3) その他県民生活に影響を及ぼさないもの（業務に関する報告様式、報告要領等を定めるもの）

#### 第4 公表の範囲

- 1 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含まないものは、全文を公表する。
- 2 訓令等のうち、非公開情報を含むものは、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要とも公表しない。
- 3 訓令等に様式、図面その他の文書が添付されているときは、当該部分を省略して公表することができる。

#### 第5 公表時期及び期間

1 訓令等は、施行後できる限り速やかに公表するものとする。ただし、施行後速やかに公表することができない事情がある場合は、当該事情がなくなった後に速やかに公表する。

2 公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とする。

## 第6 公表の方法

訓令等の公表は、岐阜県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載による。

## 第7 公表の手続

1 訓令等を所掌する所属の長（以下「所属長」という。）は、訓令等の公表に当たり、必要に応じて、総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）と協議するものとする。

2 所属長は、公表しようとする訓令等の内容が他の所属長の所掌事務に関わるとき、又は他の官公庁等の情報が含まれるときは、必要な調整をするものとする。

3 所属長は、訓令等を公表するときは、広報県民課長に対して当該訓令等を送付し、公表を依頼するものとする。

4 広報県民課長は、訓令等の公表の依頼を受けたときは、速やかにホームページに掲載する。

5 所属長は、公表する訓令等の公表期間が満了を迎えたとき、又は訓令等の改正若しくは廃止をしたときは、広報県民課長に対してホームページからの削除を依頼する。

6 広報県民課長は、訓令等の削除の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を執るものとする。

## 第8 条例、岐阜県公安委員会規則等の公表

所属長は、次に掲げるものについて、ホームページに掲載するときは、第7に定める手続によるものとする。

（1）所掌する事務に係る条例

（2）岐阜県公安委員会が管理する規則、告示、公示、公告及び規程

## 第9 審査基準、標準処理期間及び処分基準の公表

所属長は、次に掲げるものについて、ホームページに掲載するときは、第7に定める手続によるものとする。

（1）行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第5条又は岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号。以

下「条例」という。) 第5条に定める審査基準

(2) 法第6条又は条例第6条に定める標準処理期間

(3) 法第12条又は条例第12条に定める処分基準

附 則(令和4年8月1日付け広第691号)

この要領は、令和4年8月1日から施行する。